

裁判員経験者と法曹三者との意見交換会議事要録

日 時 平成27年7月13日（月）午後3時から午後5時まで

場 所 さいたま地方裁判所裁判員候補者室（A棟1階）

参加者等

司会者 多和田 隆 史（さいたま地方裁判所第1刑事部部総括判事）

裁判官 横 山 泰 造（さいたま地方裁判所第1刑事部判事）

検察官 九 岡 芳 彦（さいたま地方検察庁公判部・検察官）

弁護士 谷 川 聡（埼玉弁護士会所属）

裁判員経験者1番 60代 男性（以下「1番」と略記）

裁判員経験者2番 60代 男性（以下「2番」と略記）

裁判員経験者3番 40代 男性（以下「3番」と略記）

裁判員経験者4番 60代 男性（以下「4番」と略記）

裁判員経験者5番 50代 男性（以下「5番」と略記）

裁判員経験者6番 40代 男性（以下「6番」と略記）

議事要旨

別紙のとおり

司会者

裁判員裁判法が施行されてから6年が経過いたしました。この意見交換会でのお話を参考にさせていただいて、裁判員裁判を更により良きものにしていきたいと思っておりますので、本日は忌憚のない御意見をいただければと思います。裁判員に選ばれて、初めはやりたくないなと思っていたんですけども、終わってみたら、やってよかったという経験の方が結構いらっしゃるということは報道等でお聞きしているんですが、皆さんの場合どうだったのか、お一人ずつ感想をお話しいただければと思います。まず、1番さんから、いかがでしょうか。

1番

裁判員に選ばれた連絡というか、そういうのがありましたよね。それを見て、一生に1回ぐらい回ってくるのであれば、ぜひ参加してみようという気はありました。1週間ぐらいこちらに通いまして、それで最後の判決のところまで来たんですけど、私の担当した裁判においては、皆さん裁判員に選ばれた他の方も、よく被告人に質問したり、よく話しして結論に持っていったんじゃないかと思います。最後に思うのは、自分の担当した裁判が、控訴されたかどうか別にして、それなりの妥当なものだったかどうかというのは気になります。ですから、その裁判のその後、やはり知って、いろいろ考えたいと思います。

司会者

どうもありがとうございました。2番さんからお話しいただければと思います。

2番

貴重な経験をさせていただきましたって月並みな感想なんですけども、自分の務めを果たせたかどうかというのはちょっと疑問なところがあるんですけども、結構私なりに真剣になって取り組めたんじゃないかなと、そう思います。注目の裁判員ということなので、それができたということ、自分でもすごく誇りに思っております。

司会者

ありがとうございます。それでは次に、3番の方、よろしく申し上げます。

3番

初めて通知が来たときに、そこで僕はもう選ばれたのかと思ったんです。実際裁判所に来てみたら、数十人の人がいて、そこからコンピューターで今度アトランダムに決めますからというふうに言われて、来る前に僕は、周りのいわゆる仕事仲間たちに、悪いけど、この期間はもう裁判員に選ばれたから、出れませんからという感じで、もう断ってきたんです。そこでアトランダムに抽選されます、隣にいた女性の方、私出たくない、出たくない、落ちればいいんだという人が受かったり、僕は絶対受かるんだろうなと思って、思っていたらやはり受かったんです。いろいろ細かいことは言いませんけど、やって、すごく楽しかったです。本当にドラマ見ているような感じで、今のドラマ、映画もよく忠実につくられているんだなって思いました。

司会者

初めからやってみたいという気持ちが強かったということですか。

3番

そうですね。ですから、女房、子供にも、そういったものがあつたら、とことんやった方がいいというふうに勧めています。

司会者

どうもありがとうございました。それでは、4番の方、いかがでしょうか。

4番

私は、人の一生を左右するような裁判員なんていうのは絶対やりたくないというふうに当初は思っておりました。その中でやって、やはり選ばれたからには責任持ってやるしかないということで、被告人が言っていることや検事の皆さんが言っていることを真剣になって考えたんですが、その言っていることがうそのなか本当なのか、自分で判断することがすごく難しかったです。それで、最後は、自分だったらどうしただろうと、要するに自分の経験に基づいて判断するしかなかったわけで

す。そう考えると、そんなんで本当によかったらどうかというふうに思うこともありますが、やっぱり最後考えたことは、この法曹界で働いている皆さんが大変だなと、どのぐらい事件を担当しているんだらうということを考えたときに、自分がやってきたことよりも、法曹界で働いている皆さんの大変さもよく理解できまして、最後はそういう意味でも良かったなというふうには思っております。

司会者

恐縮いたします。ありがとうございました。それでは、5番の方、いかがでしょうか。

5番

私もやはり1回目のDVD付きの裁判員制度のお知らせ、一昨年になりますか、年末に届きまして、1年間ほぼ来なかったから、当たらないんだらうというつもりでおりましたら、年末に、年度のかわり目に近いところでお知らせいただきました。その裁判員候補者として呼び出しがあった段階において、最悪参加するだらうといったもとので、仕事を調節して参加いたしました。終わってみて、よい経験をさせていただいたと思います。同時に、ふだん仕事をしていて、会社法だとか商法だとか民法の改正のことだとか、気にはしているんですけど、刑事、刑法について気にするということがなかったわけです。裁判が終わった後に、本屋さんに行くと「ジュリスト」だとか「法学教室」だとかってありますから、何かちらっと見て、おもしろそうなタイトルで特集を組んでいるのかなとか、「ジュリスト」なんかを見ますと判例もいっぱい載っていますので、裁判員制度についてやっていて、ああ、そういう事件もあったんだみたいな感じで、その後には、いわゆる刑法に関しても関心は少しは持つようにはなったかなという感じはあります。

司会者

裁判員裁判を体験されて、法律の世界に目を向けられるようになったということですか。

5番

どちらかというところ刑事裁判のものは、テレビの、ワイドショー的なところでだけでしか目にしないんですけど、ただ改めて自分が裁判員として参加して、全国で行われている裁判員制度の量刑の問題ですとか、どんな形で出ているのかなと関心を持つようになりました。

司会者

裁判員裁判を契機に関心が広がったというか、そういう裁判のことについて目を向けるようになったということですね。

5番

そうです。

司会者

ありがとうございます。それでは次に、6番さんはいかがでしょう。

6番

私が裁判員を務めたのはちょうど1年前ぐらいになります。ここ最近では、テレビとかで、他の裁判の事例や判決を、ちょっと気にして見るようになり、どうしてこういう判決になったのかなとか、どうしてこういう刑になったのかとかいうことを考えるようになってきました。実際それが仕事上でも、一歩考えてから何か動き出すような、仕事にも直結するよい経験をさせていただいたというのが率直な感想です。選ばれるとも思ってもいませんでしたので、びっくりしたような感じもあったんですが、会社では、グループ会社を含めて、実際裁判員になったのが私が初めてだったみたいなんです。それでも一応裁判員を實際務めるに当たっての手續等はちゃんと社内で制定されていまして、結構スムーズに仕事の引き継ぎもできましたので、私的には、そこに関してはよかったかなと、よい環境にいたのかなというふうに思っています。本当に宝くじが当たった、当たるよりも確率が低いんじゃないかと思うような経験をさせていただいたというのが率直な感想であります。

司会者

どうもありがとうございます。6年が経過して、裁判所に限らず、検察官、弁護

人もそうだと思うんです。わかりやすく審理を行って、法廷で証拠を見て、内容がわかって、そして事実はどうだったかという判断を的確にできるような、そういったものを目指しているところです。審理の始めに、この事件の争点はこういうことですということで冒頭陳述というのが検察官及び弁護人からされて、そこで争点を示されるということになるんですけども、皆さんそれぞれ否認事件もあれば、自白事件もあったと思うんですけども、最初の冒頭陳述をお聞きになられて、この事件はこれが争点なんだということをおわかりになられましたでしょうか。そのあたりはどういう感じだったのかなということをお聞きしてみたいんですけども、いかがでしょうか。

2番

わかりはよかったと思います。冒頭陳述、最初に検察官と弁護士の方から提出された書面ですよ。それ見て、大体それでわかったような、争点はわかった感じですかね。検察官と弁護人の言い分が全然違うので、そのあたりちょっと迷いましたね。

司会者

どうでしょう。他の方、冒頭陳述。

3番

僕は、まずこの事件の趣旨というのはこういうもんですよというふうに文章で読んだときに、すごい事件だなと思ったんです。それから冒頭陳述で話を聞いて、それからこういった事件に発展していくまでいろいろ流れをどんどん知っていくにつれて、初めの印象と随分と変わっていったというのが印象です。わかればわかるほど、言い方おかしいですけど、何か大げさな書き方だなというふうに思いました、初めの文章で。こういう事件ですよという、裁判が始まる前に、あなたの担当はこういう事件ですよというのを読んだときは、すごい犯人だ、凶悪犯人だなと思ったんですけど、進むにつれて、事件自体はやっぱり大変な事件だと思うんですけど、思っていたよりは、何かそういうふうにいっちゃうのかなというような。

司会者

3番さんの事件は、犯行態様の一部について争いがあったんですね。

3番

そうです。

司会者

大変な事件だというのは、事件の中身自体が重大事件だというふうに思われたということですか。

3番

文章では重大事件に、要するにけがとか傷害の大きさを多く想像していたんです。実際はそうでなかったというんで、随分と何か大げさに書くんだなという印象がありました。

司会者

それは、検察官の主張が大げさだったということですか。

3番

そう感じました。

司会者

犯罪の成立自体は、3番さんの事件は争いはなかったと思うんですけれども、犯行態様について若干の争いあって、そこは恐らく証拠調べをして、事実を認定されたと思うんですが、何が問題になっているのかということは冒頭陳述でおわかりになられたですか。

3番

ええ。

司会者

1番さんの事件というのは結構幾つか争点というか、山があって、犯罪事実も複数あったと思うんですけれども、いかがですか。

1番

冒頭陳述は、確かにわかったんです。共犯者は複数の事件を共謀していることを認めているんですが、私の担当した被告人は、認めていない部分が多々ある。それで、1つずつ証拠をよく調べて、やっていったんですけど、非常に難しかったんです。

司会者

何が争点かと、例えば共謀があったのかとか、実際に犯罪行為を自分の手でやっているのかとか、そういったところも、冒頭陳述をお聞きになって、おわかりになられたということによろしいですか。

1番

大体わかったんですけど、ただそれが正しい、全てがそういう方向なのかどうかはわからなかった。弁護士の方は、また違う方向になるわけですからね。

司会者

1番さんの事件には、最初に冒頭陳述で全体の事件について、こういう事件があって、これが争点ですよということが恐らく示されたと思うんですが、最初にまとめて複数の事実について争点を示されたことで、何か混乱したようなことはございませんか。

1番

いや、そうでもなかったです。

司会者

どうもありがとうございました。4番さんの事件は、殺意があったかどうかということと、被告人の責任能力が問題になった事件ですよ。責任能力というのは何かふだん余り聞きなれないような言葉だと思うんですけど、そのあたりのところは冒頭陳述をお聞きになられて、いかがでしたか。

4番

争点については、冒頭陳述で明確に言ってもらえましたので、はっきりわかりました。精神障害の名称は、最初は、何かなと思って聞いたんですが、証人尋問とか

聞いているうちに、ああ、こういうことかと裁判を進めていくうちにわかりましたんで、私はですね、争点については明確にわかりました。

司会者

法廷で聞いたことにプラスして、一旦評議室に戻って、裁判官から説明があつて、それも加味されて理解されたのか、もう法廷で一発でわかったのか。いかがですか。

4番

非常に、検事さんですか、まとめた資料は、時系列的にまとめてあるのと同時に、図表をかなりきれいに使ってまとめてありましたんで、私はよくわかりました。

司会者

5番さんも同じ事件でしたか。

5番

そうですね。同じ事件で、やはり最初の冒頭陳述のところで検察側の出されたレジュメと表現していいのかどうか、裁判員の人に1枚の用紙で、A3の用紙でもって理解しやすいようにまとめてあるといった点がよかったと思います。もちろん控室のところに戻って、裁判長から、こういった要点で、この用語はこういったふうに解釈するんですというふうな説明もありましたし、それは良かったと思います。ただ、弁護士さんの陳述のものは、はっきり言って、何言いたいのかという、こう言ったら怒られてしまいますが、そういった感じはします。もう少し要領よくまとめて、それこそ学生じゃないですけど、ディベートのレジュメの仕方の方がうまいんじゃないかなという感じがしましたけど。弁護士さんの冒頭陳述の資料がちょっと、もう少し研究が欲しいなという感じはしました。

司会者

判断の分かれ目みたいところがずっと頭に入るような形で弁護人から問題提起というか、争点の提示というか、そういうものはなかったということなんですか。

5番

ということですね。ちょっと言い回しが、平たく言うとエモーショナルな部分のところにちょっと重きを置いた形の書面だったような感じがするんで、争点をもうちょっとはっきりしておいてもらった方が良かったかなという感じはしました。

司会者

量的に弁護人の主張は少し長かったとか、そういうことはないんですか。

5番

量としたら、要するに発言するときの内容としたら、いいんでしょうけども、弁護士さんが陳述されているものも聞きながら、それでなおかつその場で書類の方も目で追っていくといったことを考えていくと、もう少し要領よくまとめられていた方が弁護士さんの発言している内容も両方注意しながら聞けたのではないかなという感じがいたします。

司会者

ありがとうございます。6番さんは、要するに自白事件で、量刑が問題になる事案だったとお聞きしております。こういった事件ですと、この人にどういう刑を科すのかということで、量刑のポイントみたいなものが最初の冒頭陳述で示されたんじゃないかなと思うんですが、そのあたりのところで何か冒頭陳述をお聞きになって、感じられたようなことはございませんか。

6番

冒頭陳述のところで、検察官の方、弁護人の方、双方お聞きしている部分に当たっては、検察官の方は、重大な罪を犯したんだということがわかる内容で、とても理解できましたし、弁護人の方のお話も、実際その至った経緯というのも、こういう理由があったから、そういうことに至ってしまったということが理解はできました。実際、判決を決めるに当たっても理解できる形で、納得できるような形で出せたのかなというふうにも思いましたし、今になっては、ちょっとうろ覚えのところもあるんですけども、そういうふうにしたかなと思いますので、冒頭陳述については、そんなにおかしいところがあったとも思いませんでしたし、双方とも理解で

きる内容だったと思っております。

司会者

それぞれ主張したところを最終的に評議でどういうふうの評価するのかという、そういったところが議論になったような事件なんですか。

6番

そうですね。

司会者

わかりました。今弁護人の方の冒頭陳述がちょっとわかりにくかったという御指摘があったんですが、他の方で何か、冒頭陳述を聞いていて、ちょっと問題に感じたとか、いや、わかりやすかったとか、そのあたりのところ、御意見ある方いらっしゃいませんか。

2番

私の担当した裁判では、被告人が、否認ですよ。否認のそこは、覚えていないという感じで、それに沿って弁護士さんは弁護しているわけですよ。簡単なんですよね。被告人は、記憶はない、殺意はないというか、それだけのことなんで、だから陳述書、整理したやつも、弁護士さんのはうんとシンプルで、検察官のはぎっちり書いてあって、そんな感じなんですよね。それ余り否認されちゃうと、私なんかも本当は聞きたい、被告人から聞きたいようなことも、覚えていないんだから、真実がちょっとわかんないんですよ。

司会者

要するに冒頭陳述で被告人の言い分というか、それに従って、犯行時の記憶がないと、それで冒頭陳述が終わっていたということで、実際の審理もそういうような流れになったというようなことなんでしょうか。

2番

そうですね。被告人なりに理由があつての犯行だと思うんです。理由づけができないんですよ。

司会者

ありがとうございました。1番さんは、先ほど結構難しい事件だったということでしたが、弁護人の冒頭陳述というのは聞いていてどうだったでしょうか。

1番

私は、偏らないで両方の面から捉えようと思って、よく聞いていたんですが、どうしても弁護人はやっぱり弁護すると言ったらおかしいんですけど、わかりにくいというか、はっきりしない、そういうあれが多いですね、話の中では。だから、それを聞きながら、実際に証拠に基づいて調べるというふうになったわけです。検察官に比べたら、やっぱり弁護人の方は歯切れが悪いというか、何か話が玉虫色になっちゃっているところが多いですね。だからといって、わからないということはないです。

司会者

4番さんと5番さんは同じ事件だと思うんですが、責任能力が問題になっているんですね。精神科のお医者さんが証人として出廷されたんですか。

4番

はい。

司会者

その証人尋問について、何を立証しようとしているのかとか、そういったところを意識して聞いておられたかどうかということなんですけど、いかがでしょう。

4番

それは、もう意識して聞きました。ただ、証人の前置きが長過ぎて、最後に結論を言うもんですから、なかなか理解しにくいところはあったんですが、何について証人に聞いているのか、その辺はよくはわかりましたけど。

司会者

そうすると、証人の位置づけというのはわかっていたけれども、証人尋問の中身が、前置きが長かったということでしょうか。

4 番

特に医者、特に精神関係の専門用語というのは我々もわかりませんから、素人ですから、そういうことをだらだら言われてもわからない。ただ、結論は言いますから、その結論についてはわかりますから。ただ、当然こういうとこですと、これこれこういうふうでこうだということを言わなくちゃいけないと思うんですが、我々、私のような素人にそれを話してもなかなか理解はしないんで、お医者さんが言ったことはもう信じるか信じないかは私の判断しかないですから、余りだらだら説明されても、かえって理解しにくかったり、飽きちゃいますね。単刀直入にぱつと言ってもらった方がいいです。

司会者

5 番さんも同じ事件だったようですが、いかがですか。

5 番

同じ事件で、ただ検察側の一番最初の陳述のときに、被告人の状態のことだとか、たしか触れられたと思うので、弁護人の方からも触れられたと思います。脳の障害を持っているものなのか。また、精神科の先生の報告を受けて、こういったレベルだと。行った行動の結果、もしくはその予測できる判断能力については、大体お話伺っていて理解しやすかったと思います。

司会者

ただ、4 番さんのお話伺っていると、もうちょっと端的に核心的なことを早い段階で証言していただいた方がわかりが良かったということはないですか。

4 番

そうです。結論を先に言ってもらいたいんです。それが長々と言うんだけど、だらだら言って、最後に、そうだということ言うわけでしょう。そういうところがあったんで、いろいろ話し方があるでしょうけど、僕はそう感じました。

司会者

今のは精神科医のいわゆる鑑定的な御証言だったと思うんですけど、証言のスタ

イルとしては、いわゆるプレゼンテーションみたいな形で、先生がずっとお話しになられていくというようなものだったんでしょうか。

4番

そうですね。たしか・・・。

司会者

それとも、検察官が質問して、それに答えるみたいな、一問一答みたいな形で答えられていたのか。御記憶はございませんか。

4番

精神科のお医者さんは、ずっと話していた感じだったです。それで、最後、話し終わったところで確か質問したような感じがしたと思うんですけど。

司会者

わかりました。あと、それ以外の否認事件を担当された方で、被害者だとか、目撃者とか、そういった証人調べもされたと思うんですけど、それをお聞きになられていて、何か感じたことはございませんか。例えばわかりやすかったとか、ちょっと長いとか、もうちょっと核心的なところ、中心的なところから最初から聞いてほしいとか、いろいろ御感想あるんじゃないかと思うんですが、何か証人尋問お聞きになられて、感じられたようなことございませんか。

5番

審議を進めていて、もう一度聞きたいな、あの証人の話がもう一度聞きたいなと思ったときは何回かありました。被害者の証言のところで、経緯のところで、そんな感じもありました。一番最初だったと思うんですけども、被害者の証言があったので、評議していて、もう一度聞きたいなといった気持ちのときはありました。

司会者

その審理では、被害者をまず聞いて、それから被告人に話を聞いてというようなことでしたか。

5番

そうです。

司会者

そういうのを聞いた上で、もう一回被害者のところに戻って聞いてみたかったと、
こういうことですか。

5番

はい。

司会者

1番さんは、先ほど結構難しい事件だということでしたが、証人の証言をお聞き
になっていて、何か感じられたようなことがありましたか。

1番

一番重要視したのは共犯者のこと、共犯者が証人として出てきたんです。

司会者

共犯者に対する証人尋問の検察官あるいは弁護人の尋問の仕方についていかがで
したか。

1番

問題ないですね。

司会者

6番さんは、いわゆる自白事件だったんですけど、事件のいきさつについていろ
いろ弁護人が主張し、その関係で証人尋問もされたというふうに聞いておりますけ
れども、いかがでしょうか。いきさつに関して行われた証人尋問、何か聞いていて
ちょっとわかりがよくなかったとか、ちょっと長過ぎたとか、いろいろ、もし感想
があれば御指摘いただければと思いますが。

6番

実際、検察官請求の1人目の証人は、余り何か状況を詳しく知らなかったような
方だったようなイメージがありまして、私は余り知らなかったというような文言も
聞こえてきたので、証人として本当にふさわしかったのかどうなのかというのがち

よっとわからなかったところがありました。実際2日目は被告人の身内の方が証人でしたので、こちらについては実際どういう経緯でどうだったというのが理解はできました。実際どうしてこういうことが起こったのか、今後も、これからももしかしたら起こるべき事件なのかなというような見方をしながら話は聞いておりました。

司会者

ありがとうございました。証人の証言の信用性を判断する上で、最近よくあるのは、共犯事件ですと、携帯電話で、LINEとか、いろいろやりとりをしていると、そういうものが証拠として出てくることがあるんですけど、皆さんの担当された事件で、LINEのやりとりなどが問題となった事件というのはございますか。1番さん、どうぞ。

1番

私の事件は、ほぼLINEですね。LINEに全部載っているんで、被告人と共犯者が話していることがLINEで全部、それも証拠の一部が提出されています。

司会者

そういうLINEのやりとりというのは、結構長々とやっているケースもあると思うんですけども、どの程度調べられたんでしょうか。

1番

それは全部、検察官の方で電話の会社から提供してもらったんでしょう。全部ありました。だから、相当な数です。それが証拠の中の一部として相当ウェイトを占めているというのが事実です。

司会者

6番さんもそういった証拠があったんじゃないかと思いますが。

6番

そうですね。本当に暴行を加えて、それを実際写真に撮ってLINEで送っているという、それが証拠として出てきたものを見て、モザイクはかかっていましたけ

ども、実際どのぐらいひどく殴られたのかというのはわかりましたし、これは本当にどうなんだろうというようなほど、もう本当に証拠としては明らかに暴行を加えたという、実際それをLINEで送っているという時点で実際暴行を加えたというのは事実なわけですから、実際死亡させたという原因は自分にあるというのは、そのときはわからなかったようなんですけれども、それは明らかに認めざるを得ない証拠にもなるものだろうなとは思いました。

司会者

法廷で証言をお聞きになる際、皆さんメモというのほどの程度とられたんでしょうか。メモをとられなかったという方いらっしゃいますか。メモはとったけど、後になってみれば、別にメモをとる必要なかったなという方いらっしゃいますか。

3番

評議するときに、言いたいこと、聞きたいこと、わからないことを書いて、評議のときに、どうなんですかねというふうに、そのためにメモはしておきましたけど。

司会者

裁判員裁判ですと、証言の様子というのをビデオで撮って、後で評議室で再生できるということは皆さん事前に説明受けておられたと思うんですけれども、その関係で、メモをとらないで、証言に集中して聞くというようなことでもいいんですよというようなことを言われた方いらっしゃらないですか。

3番

それはなかったですね。

司会者

皆さん熱心にメモをとられたんですか。メモというのとはって、後で役に立ちましたか。

3番

評議のときに役に立ちました。曖昧に、ああでしたよね、こうでしたよねじゃよくないと思ったんで、数字とか、そういった記憶できないことはチェックしていま

した。

2番

でも、実際とり切れないですよ、メモは。

司会者

後で証言をビデオ再生したということはないですか。

2番

なかったですね。

司会者

ビデオを再生された方っていらっしゃいますか。1番さん。

1番

評議では、全員が確認のためにビデオをやっぱりもう一度見てみたいというのがありました。いろんなことを言っているんで、公判の中で、確かにこう言ったよなと思っても、確認しなくちゃいけないんで、確認しました、それで、非常に役に立ちました。人間の記憶というのは、3時間、4時間ぐらいある中で、覚えていないところもあるんですね。確かにそう言ったよねとか、証人がこう言いましたよねとかってやっぱり確認しました。あと、メモは、自分が質問したい、証人もしくは被告人に私も何件か質問したんですが、自分の質問に対する答えとか、その程度ですね。全部メモるわけにいかないんで、その点はメモりました。

司会者

質問する前に、一旦評議室に下がって、どういうことを補充質問で聞こうとか、そういったようなことを話し合われたことはありますか。

3番

いろいろ評議して、こうなんですかね、どうなんですかってみんなに問いかけたときに、ああ、じゃそれを直接聞いてみましょうという形で裁判官の方に言われて、じゃそれ質問してくださいというふうに言われました。二、三問ぐらい質問しましたけど。

司会者

補充質問の前に、一旦皆さんちょっと集まって、何を聞こうかという、そういう話し合いの機会を持たれた方、いかがですか。どのぐらいいらっしゃいますか。

2番

それ、ありましたけども、裁判官、裁判長が、じゃ聞いてみますかって。

1番

うちの場合は、裁判官の方が、もう裁判長がそうなんですけども、自分で聞きたいことを聞いてくださいということで、あえて評議の場で、私はこういうのを聞いてみたいとか、そういうことはなかったです。逆に、公判の場で聞きたい人が最後にそういう時間を設けてもらってましたから、それで質問しました。

司会者

そうすると、事前にどういふことを聞きたいかという話し合いの場を、機会を持ったということはないわけですか。

1番

ないです。それは、だから自分、私のところはなかったと思います。聞きたい人が自分の聞きたいものを、だから他の人は多分被告人に私が質問したことについて、事前に、彼がこういうことを聞くんだらうなということは知らなかったと思います。

司会者

改めて確認しますが、事前にどういふことを聞こうかって話し合うような機会を設けられた方はいらっしゃいますか。

3番

そのように、じゃ聞いてみましょう。うまく言えませんかという人もいますよね。そのときは、裁判官の方が、私がわからないときは補佐しますからという形でサポートしてくれましたけど。

司会者

他の方は大体そういう機会があったということですか。

4番

ありましたね。ただ、1つ、被告人質問ですか、終わった後、何か質問ありませんかとその場で言われて、質問してくださいというのもありましたけど。だから、その場でもう、質問あった場合には、しましたけど、私なんていうのは。その前に評議室に集まって、それはやっぱり質問してくださいというのもありました。

司会者

証人尋問を終えて、評議の段階になって、後で振り返ってみると、あの証人尋問、結構余計なこと聞いていたなとか、逆に言うと、もっと聞いておけば良かったなとか、そういったようなことはございませんでしたか。特になかったですか。さっき6番さんから、ちょっとこの証人は余りふさわしくなかったんじゃないかという御指摘はあったんですけども、振り返ってみて、例えばこの証人は必要なかったというのもあるでしょうし、この証人からこんなことを要するに聞く必要なかったんじゃないかというように思ったようなことはございませんか。特に覚えておられないですか。1番さん。

1番

私たちのときは、被告人に質問するのと証人に質問するのがあると思うんですが、証人に質問するときは、どちらかというと、本当の証人の、抽象的になっちゃうけど、顔色だとか、真剣に本当に言っているんだろうかとか、そういうことを見るためにも質問したというのがあるんです。そうすると、それは必ずしも聞かなくてもわかっているからということじゃなくて、証人が本当のことを言っているんだろうかという、それを聞きたいために、顔色を見たり、挙動を見たり、そういうためにも質問したのもあるんで、あらかじめ評議のときに質問しようかとかというのは、大体裁判長さんが質問してくれますので、突発的にわざと質問しているのもあったですね、多分。なぜかという、瞬間の動作とか、あと顔色見たりして、真実性を高められるかどうか判断するために、そういうのもありました。

司会者

論告，弁論をお聞きになって，論告というのが検察官の最後の意見ですね。弁護人の弁論というのが弁護人の意見なんですが，それをお聞きになって，それまでの証拠調べを踏まえて，頭を整理されて，自分なりの考え方が形成，うまくまとまったとか，いや，ちょっとわかりにくかったと，何かそのあたりのところで感想ございますか。5番さん，いかがですか。

5番

検察の方の一番最初の冒頭陳述のときに発言されていた方と違ったかと思うんです，論告のときには。そのときには比較的，先ほどお話しした資料のところもよくわかっていたんで，また争点のところもよく理解できていたんで，事件についてのイメージというのかな，それは描きやすかったと思うんです。ただ弁護人の方がやはり我々にアピールするのがちょっと弱かったかなというふうな感じはするんですけども，ただそれでも被告人の状態のことや何かも含めて判断するのに，その後の評議のところでは裁判長の方の意見や何かを教えていただきながら，まとめることができたかなというふうには思いますけど。

司会者

1番さんの事件は，いろいろ証人も多くて，争点も多くて，最後，論告，弁論でそれぞれ見方が示されたわけですが，お聞きになられて，いかがでしたか。何かわかりにくかったとか，あるいはわかりやすかった，頭が整理できたとか，いろいろあると思うんですが。

1番

双方の話は，それなりにもう理解しちゃいましたけど，ただ自分はそれとはまた違うよというふうに思いました。

司会者

そうすると，当事者の主張としてはそれなりに理解できたと。

1番

そうだと理解しちゃいます。

司会者

2番さんはいかがですか。これも争いのある事件ですよ。

2番

そうですね。事態はずっと最後まで変わらなかったというか、いろいろ証拠だの何だの、証人尋問いろいろ、だけど最後までこの事態というのは、何か最初とずっと変わらないで、ずっと来ちゃって、あとは判断みたいな感じになっちゃったという感じでした。

司会者

3番さん、いかがですか。論告、弁論お聞きになられて。

3番

冒頭陳述のときとほとんど変わらなかったような気がします。ただ、裁判員対象事件とは別に覚せい剤使用というのがあって、そっちの方が何か随分と簡単に終わっちゃったなと思ったんです。求刑において、何か一緒くたになっちゃっているんだなと思いました。

司会者

ありがとうございました。6番さんの事件は、自白事件で、量刑が問題となる事案だったわけですが、論告、弁論を聞いて、何か量刑の要素としてこういうものを重視して、こういう判断をするんだとか、何かそういう参考になるような見方というのは示されたですか。記憶にございますか。

6番

要は刑が軽くなるのかならないのかみたいな、そのようなイメージしかちょっと思い出せません。

司会者

争いのある事件も認め的事件も最終的に刑を、有罪になった場合は刑を決めなきゃいけないということで、量刑についての考え方というんですか、そういったものが検察官の説明の中にあられていましたか。いわゆる行為責任という言葉で、要

するにやった行為の重みとといいますか、それに対してはどれだけ非難できるかというようなこと、そういったような基本的な量刑についての考え方というのを、検察官の方から説明、あるいは弁護人からでもいいんですけど、何かお聞きになられた記憶はございますか。

4番

評議の場ですか。

司会者

評議じゃなくて、論告、弁論の場です。要するにこういう点は重視しましょうということ、恐らく検察官は言ったと思うんですけども、量刑の基本的な考え方のようなものを何か特に論告あるいは弁論なんかで当事者からこう主張されたというような記憶はございませんか。

4番

僕はちょっと記憶には、曖昧なんだけど、弁護側から情状酌量というのがちょっとあったような気がしたんですが。

司会者

それじゃ、評議の方に入りましょうか。ざっくり聞きますけれども、評議の仕方として、何か振り返ってみて、こういうふうにした方がいいんじゃないとか、何かそういったような御提言とかありましたらお聞きしたいと思います。あるいは、例えばもうちょっと自分としては意見を言いたかったんだけど、そういう意見を言う機会がなかったとか、あるいはさらに言えば裁判官から、ある道筋を誘導されるような形で意見を導かれてしまったとか、何かいろいろ感じられたことあるんじゃないかと思うんですが、何でも結構です。評議について感想なり、あるいは御提言なり、お聞かせいただければと思いますが。1番さん、いかがですか。

1番

私は、評議は、自分のところは、いろいろみんなの意見とかもたくさん出たり、聞いたり、よかったです。

司会者

2 番さん，いかがですか。

2 番

評議なんですけど，最初に，初日ですよ，集められて，誰もみんな知らない人を1つの部屋に入れられて，静かな状態ですよ。裁判官が一生懸命しゃべって，雰囲気を出そうと思って努力してもらっているんですけども，やっぱりみんな1番，2番，3番で，何の接点も何にもない人間同士，そこら辺はちょっときつかったですよね。もうちょっとこういう，雰囲気づくりですか，自己紹介もできないんだろし，そのところで何とかこういう和やかに話ができる，肩の力が抜けるような，そういう施策をちょっと練ってもらった方がいいんじゃないかなと思うんです。

司会者

要するに裁判員同士，あるいは裁判官も含めて，ざっくばらんに話し合うというか，何かそういう雑談でもいいんですが，何かそういった雰囲気づくりのようなことでしょうか。

2 番

そうですね。最初に，だからそういうのを設けて，少しならしてからじゃないと，ならし運転してからじゃないと，とてもじゃないけど，ちょっと難しかったです。最初のうち。1日，2日は。

司会者

自己紹介というのは結構皆さんのプライバシーにかかわるようなこともあるので，どうぞと言ってお話しいただいたこともあるんですけども，余り立ち入らない方がいいのかなという考え方も一方であるように思います。

2 番

逆に，立ち入ってもらった方がいいんじゃないかなと思うんですけど。最初に，事前に了承か何かとるとか。他のところはわかんないですけど。

司会者

人と人の交流ですから、やっぱりそういったところの雰囲気づくりというのは大事だということは非常に参考になりました。ありがとうございました。

4番さん5番さんは同じ事件だったと思うんですけど、前提として事実の認定の問題と、責任能力ということもあり、さらには量刑ということで、いかがですか。幾つかの論点を乗り越えて、最後の評決に至ったその経過、振り返ってみて、何か思われるようなことはございませんか。

4番

僕としては、裁判官の皆さんが過去の前例とか、あるいはそういうことを示してくれたのはすごく判断の基準にはなりました。ある意味自分で考えるというのは、人の一生を自分の判断で決めるというのはすごくやっぱりきついです。評議の場所で裁判官の皆さんがみんなに発言するように雰囲気をつくってくれたと思います。1つやっぱり欲しいのは、さっき2番さんも言ったように、やっぱり可能な限り自己紹介はしてほしいなと。やっぱり立場、立場によって考え方も違ってきますんで、過去の経験というのが僕物すごく影響してくると思うんです。だから、そういう意味においてもやはり可能な限り自己紹介はしてほしいなというふうに思っています。

司会者

ありがとうございました。5番さん、いかがでしょう。

5番

裁判員のプロフィールがわかっているならば、その人の持っている知識をまたみんなと共有し合って話を進めることもできたのかなという感じはしました。あと、量刑の問題については、確かに裁判長が、評議していくときにはですね、最初から皆さんが、裁判員の方が話をしやすいようにリードしていただいたので、発言をすることがスムーズだったと思うんです。裁判長の方から、執行猶予の制度のことだとか、また先ほど、この場合には被告の刑務所に行ったときの治療のことだとかといったことについても教えていただいたので、それはそれなりに僕らの方も、僕らという

か、私はですね、大いに勉強になったと思っております。良かったと思います。

司会者

評議としては十分意見は言えたということによろしいのでしょうか。

5番

はい。

司会者

6番さんは、要するに量刑が問題となって、特にいきさつみたいところが1つ、どう見るのかと、この評価をめぐっていろいろ議論があったのかなというふうに推察いたしますが、その前提として、量刑の基本的な考え方というのはどの段階で理解されたのでしょうか。

6番

私たちは、裁判員の方々が休憩のところで雑談みたいな形で、前例がないとちょっとわからないかなというところがありましたので、実際の似たような判例の事例、ちょっと出していただけるということで、実際出していただいて、それを参考にしました。実際、皆さんそれぞれ評議したときに意見を述べて、それで納得した上で出ている判決内容だったと思っています。

司会者

ありがとうございました。検察官と弁護士の方も出席されていますので、検察官、どうぞ。

九岡検察官

今回いろいろ御意見を伺っている中で、検察官の方はわかりやすかったという御意見もいただいて、これは我が同僚の仕事ながら、良かったなどは思っております。御指摘いただいた点は、持ち帰って、今後の参考にさせていただきたいと思っております。

司会者

谷川弁護士はいかがでしょう。

谷川弁護士

弁護士谷川と申します。今日はありがとうございます。先ほどから弁護士にとって耳の痛い御意見が続いておりますが、私としても、直接私が担当した事件ではもちろんないんですけれども、大変参考になります。その上で、よりよく裁判員事件についても弁護活動を進めるために、2点お尋ねしたいことがあります。まず、弁護人の側から弁論をする、最後の意見を言うときに、量刑データというのを提示して、この事件はこのくらいのところで見ていただきたいというような意見を述べられたという事件はありましたでしょうか。

3番

ありましたね。

谷川弁護士

具体的に、もう少し、単なる数字だけじゃなくて、いわゆる量刑上のこういう前例とか、こういう傾向がありますということデータをしてお見せして、意見を述べていたというケースはありましたでしょうか。

3番

それはなかったです。僕はなかったです。

4番

ないですね。

司会者

恐らく評議のときに量刑検索システムというものを使って、量刑の傾向と申しますか、量刑分布のグラフが一定の検索条件で示されたと思うんですが、そういったものが弁護人の最終弁論、要するにもう結審するときですね、弁論の中でそういったグラフを示して、大体この事件はこのあたりに位置する事件ですというような、そういうような形で弁論されたようなケースというのはございましたか。

5番

ないです。

谷川弁護士

ありがとうございます。じゃ、もう一つ、その弁論ということについてお尋ねしたいんですけども、最終弁論というのは、弁護人の位置づけからすると、証拠調べの結果を踏まえて、例えば否認事件、争いのある事件であれば、具体的に検察官の御主張にはこういう疑問があるんじゃないかというようなことを提示する場であったり、あるいは量刑が問題になっている自白事件であれば、こういう事情は刑を軽くする事情なんですというふうに具体的に、これを見てくださいというふうに提示する、その上で意見としてはこういう結論になるはずですよというふうに述べる場だというふうに考えているんですけども、実際に弁護人の意見を聞いて、それが頭に残って、それまでのお考えが少し変わったりとか、改めて悩んだなというような御経験はありますか。

4番

私は、記憶に残っているのは、要するに裁判員の方の善良なる判断を期待しますと言ったのを覚えているんです、弁護人が。だけど、インパクトはなかった。それは残りました。だけど、それによって自分の考え変えるとか、そういうのはなかったです。

谷川弁護士

そうすると、具体的に、この点をぜひ考えてほしいというようなものではなかったということですか。

4番

要するに裁判員の良心に、判断に任せたいとかなんとか、最後に言ったんですけども、それは自分の判断を変えるほどの説得力はなかったです。

司会者

どうも4番さんありがとうございました。他の方、いかがですか。1番さん。

1番

弁護人が最後に弁論のときに、このぐらいというか、この事件に関しての量刑の意見を言ったんです。検察官は、弁護人が出している意見の3倍ぐらいの求刑を出

されていると思うんです、私の事件は。それで、じゃどれが、どの辺が妥当なのかというのはわからないです。だから、裁判官の方で、過去のこのような件についてはこのぐらいの出ているというのがわかるわけですね。量刑検索システムに入っているのを見ると、私は、ああいう過去の裁判のときはこのぐらいの刑が、量刑がなされているというのは知らないで、各裁判員裁判の人が考えさせた方がいいと思います。その方が自分で裁判して、この事件はこのぐらいの刑だということを一旦自分の考えを決めた方がいいと。それと、なぜ、これだけ量刑の意見が検察官と弁護人とで違うかというのも、私はすごく疑問に思います。

司会者

今の御意見は、実際どういう量刑の傾向になっているのかと、それは最終的にはやはり踏まえて、決断はされるということですか。

1 番

最終的には踏まえた方がいいと思うんですが、ただ裁判員として選ばれて、やっているんですから、過去の刑もいいですが、それを先に言ってしまうと、それに洗脳されちゃうんじゃないか。例えば、このような事件は大体7年ですよという過去の前例が出ちゃえば、考えることないですよ。

司会者

量刑は、ある意味争点なんですよ。ですから、量刑をどうするかということが恐らく検察官と弁護人との間で見方が違うだろうと。そういったときに、結局、共通の土俵というものがあのかということなんですよ、量刑要素として。その中で、こういう要素を重視して、弁護人はこういう年数を言いますと、検察官はこういったところを重視して、こういうところを言いますというようなところのある程度の幅というのはやっぱり出てくるんだろうと思います。そこは別に公判前整理手続の中である程度整理しても構わない。具体的な年数はともかくとして。そういったところの整理の仕方というのはあるのかもしれませんが。そこは、これからまたいろいろ工夫してやっていくべき一つの事柄かなというふうには思います。

横山裁判官

第1刑事部の裁判官の横山と申します。本日は貴重な御意見ありがとうございます。私から4番さんと5番さんに質問があるんですけども、お二人がやられた事件は、被告人の精神状態の問題があったわけですね。その証人となったお医者さんの専門用語の話はしていただいたんですけども、私が伺いたいのは、これ判決するに当たっては責任能力とか、それから心神耗弱ということについての理解も必要になるんじゃないかと思えますけど、その責任能力とか心神耗弱というものはどういうものなのかという説明は、検察官や弁護人の方からあったのか、それとも裁判官からあったのか。それから、その説明というのは裁判員にわかりやすいものだったかどうか。その2点を伺いたいと思えます。お願いいたします。

4番

どちらから説明があったかは、ちょっと私記憶にはないんですけども、ただわかりにくかったことは事実です。わからなかった、正直言って。ただ、僕は何がわかったかという、知能指数はたしか言ったような気がしたんです。知能指数というのは、僕ら一般的に知能指数このぐらいだったらこうだってわかるじゃないですか。だから、それで、ああ、知能指数このぐらいかと、だったらこの程度だなと自分では判断できましたけど、あとの専門用語について具体的な数字上げてもらっても、全然わからなかったです。誰から言ったかは、ちょっと、申しわけない、わかんない。今の記憶では。

横山裁判官

ありがとうございます。5番さん、いかがでしょうか。

5番

言われたとおり、検察側の方からも、弁護人の方からも、知能指数の数字は出ていたんですけども、大体僕も今残っているあれなんですけども、大体どの程度かというの、知識なのかなといったのはわかるんですけども、その判断能力というのかな、こういった行為を行ったらどうなるかというのを、どの程度の行為をやっている

て、どうなんだろうかという精神科のお医者さんの判断と、また日ごろ診ておられたホームドクターの先生の判断のお話を伺っていて、精神科のお医者さんのお話の用語や何か、評議室に戻ってから裁判官の方から少し説明を受けたような気がしております。心神耗弱とはこういった状態のことだというふうな、もしくはそういった場合の責任能力とは大体こんなふうな解釈したらいいんじゃないかみたいな話は受けたような気がします。検察官の方からでも、弁護人の方からでも、そういったお話は、法廷のところでは出てこなかったと思います。

司会者

よろしいでしょうか。本日は貴重な御意見をいろいろありがとうございました。